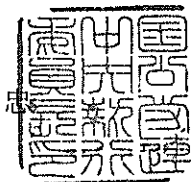


2013年3月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
公務員制度改革担当大臣 稲田 朋美 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 宮垣



雇用と年金の確実な接続を求める要求書

年金支給開始年齢の引き上げが2014年4月に迫るなか、雇用と年金の確実な接続をはかることが官民間わす求められています。

国家公務員の高齢期雇用については、人事院が、2011年9月30日に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」（以下、「意見の申出」）を国会及び内閣に対して行いました。しかし、昨年3月23日、政府は「意見の申出」で求められた定年延長ではなく、再任用による雇用と年金の接続を基本方針として決定しました。

基本方針は雇用と年金の確実な接続を実現するうえで重大な問題を含んでいましたが、この間の国会ではその基本方針に基づく法案提出が行われなまま放置され、年金支給開始年齢の引き上げがはじまろうとしているなか、政府は現行再任用の義務化を閣議決定することで対応しようとしています。

国公労連は公務の高齢期雇用について、長年培ってきた知識・経験・技能を活かし、全ての職員が安心して働き続けられる公平で納得性の高い制度の確立と職場環境の整備が必要不可欠だと考えています。

以上のことから、政府・使用者として私たちの切実な下記要求に対する誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

- 1、雇用と年金の確実な接続を実現するため、定年延長をおこなうこと。
- 2、再任用による雇用と年金の接続はあくまで暫定措置と位置づけ、早期に定年延長に移行するとともに、当面以下の点を実現すること。
 - (1) 政府の責任で必要な定員・級別定数の確保を行い、フルタイムを希望するすべての対象者の再任用を実現すること。
 - (2) 短時間勤務での再任用を行う場合は、対象者の個別の事情にもとづくものに限定すること。
 - (3) 再任用後のポストや処遇については定年退職以前と同等とし、任命権者による恣意的な運用が行われないようなくみとすること。また、再任用後のポストや処遇に著

しい格差を生じさせないようにすること。

- (4) 能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を口実にした、恣意的な運用を行わないこと。再任用後も人事評価を行うのであれば、結果が良好な場合は昇給を可能とすること。
- (5) 早期退職者募集制度の運用にあたっては、あくまで本人の自発的な申出にもとづくものとし、退職勧奨は行わないこと。
- (6) 年金支給開始年齢の引き上げに伴う 60 歳超職員の追加的増加への対応は別枠増員の確保によって行うこと。
- (7) 給与水準については退職前の給与水準を基本とし、少なくとも定年退職時給与の 7 割とすること。また、短時間再任用者の給与額については、年金の支給がないことに鑑み水準を設定すること。
加えて、単身赴任手当や寒冷地手当など、現在支給されていない手当について正職員と同様に支給するとともに、通勤手当における新幹線特急料金加算をはじめとした労働条件について再任用以前と連続性を持たせること。
- (8) ポストや処遇の設定、再任用されなかったことの通知などについて各省任せにせず、ガイドラインを示すなど政府として責任ある対応をとること。

以 上